８．債券発行差額の償却方法について
　債券の発行差額は、償却原価法（定額法）により償却しております。
９．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
　政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額を含めた政府出資等の純額に一定利率を乗じて計算しております。
　政府からの無利子による融資取引の機会費用は、政府からの無利子借入金に一定利率を乗じて計算しております。
10．責任準備金、支払備金の計上方法
　森林保険勘定は、責任準備金、支払備金について「国立研究開発法人森林総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第19条及び第20条の規定に基づき農林水産大臣が定める責任準備金及び支払備金の算定方法について」（平成27年４月１日26林整計第887号）に基づき算出した額を計上しております。
11．消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
12．その他の重要な事項
⑴　収益・費用の計上基準
　割賦利息収入については、企業会計原則注解６⑷のただし書きにより、割賦金の回収期限の到来をもって売上収益実現の日としております。
⑵　一般管理費の会計処理
　水源林造成事業に関する共通経費は、水源林に計上せず、一般管理費として損益計算書に計上しております。
13．重要な会計方針の変更
　運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。
　なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く総務関係部門の活動については、期間進行基準を採用しております。
　これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、当期純利益はそれぞれ10,879,498円増加しております。
　なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

注記事項
（貸借対照表関係）
⑴　水源林の価額
　①平成20年４月１日時点の市場価値（正味売却価額）による評価額にその後の投資額を加えた額　84,608,797,274円
　②平成20年４月１日時点の取得原価にその後の投資額を加えた額　934,343,549,453円
⑵　支払利息のうち、当期に原価算入している額　586,108,179円
⑶　役職員の引当外賞与見積額　679,713,677円

（損益計算書関係）
⑴　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、1,934円であり、当該影響額を除いた当期総利益は1,261,096,097円であります。
⑵　臨時損失における受託費等返還額
　当法人は、平成27年12月22日に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正な経理処理事案に係る調査報告書（最終報告）」により、資金交付元（文部科学省）等への受託費等の返還10,383,535円が生じたため、臨時損失として計上しています。

（キャッシュ・フロー計算書関係）
資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	20,317,754,906円
うち定期預金	4,300,000,000円
（差引）資金期末残高	16,017,754,906円

重要な非資金取引
　不要財産の現物納付による資産の減少
　事業の縮小に伴い使用予定のなくなった施設について、独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付をおこなっております。詳細は（不要財産に係る国庫納付関係）を参照下さい。

（行政サービス実施コスト計算書関係）
⑴　行政サービス実施コスト計算書における機会費用
　①国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の算定方法
　当該財産の当期減価償却費相当額により計算しております。
　②政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算しております。
　③政府からの無利子による融資取引の機会費用の計算に使用した利率
　財政融資資金借入金の平成28年度借入金の平均利率を参考に0.07％で計算しております。
⑵　引当外退職給付増加見積額のうち、△108,200,855円については、国及び地方公共団体からの出向職員に係るものであります。

（金融商品の時価等の開示）
⑴　金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用は短期的な預金及び公社債等に限定しております。
　また、有価証券は独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債のみを保有しております。
　割賦売掛金については、国立研究開発法人森林総合研究所法附則第７条及び第12条に従って管理しております。なお、主な相手先は地方自治体及び受益者組合であり、過去に貸倒れた実績がないため、信用リスクは僅少であると考えております。
　借入金及び森林総合研究所債券（以下「借入金等」という。）は、国立研究開発法人森林総合研究所法第17条の償還計画に基づき管理しております。
　借入金等の使途は事業投資資金（長期固定）であり、将来の金利動向によっては高い金利で借り換えざるを得ないという金利の変動リスクに晒されています。
　当該リスクに対して、特定地域等整備経理においては、利益剰余金から積立てられた目的積立金（金利変動準備積立金）の取崩しにより対応することによって、当期総損益ベースで収支均衡を図ることとしております。また、林道経理については、平成20年度以降「幹線林道事業移行円滑化対策交付金」により事業資金がまかなわれることとなったため、金利リスクからは解放されています。
　なお、水源林勘定においては、借入金の発生利息の一部は国庫補助金等により補てんされております。